



# アイズ通信 vol.1

2018.7発行

## 【アイズって何?】

**愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（通称「アイズ」）**は、高齢者・障がい者の方々を法的に支援するための総合的なセンターです。

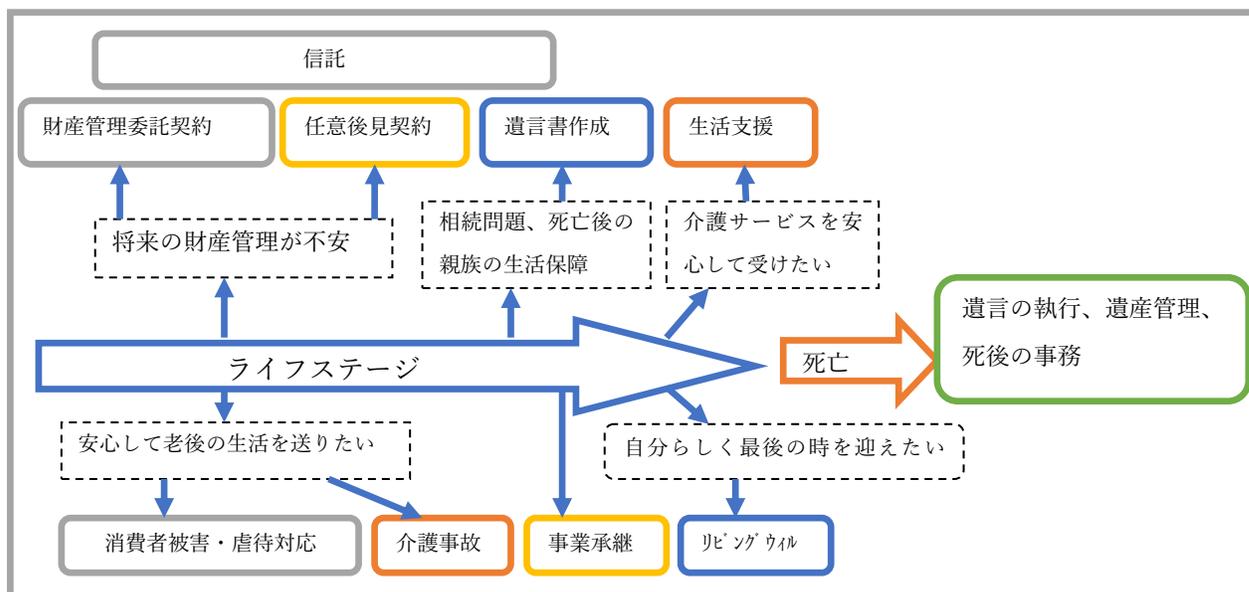
アイズでは、高齢者や障がいのある方のための**電話・来所・出張法律相談**や、**財産管理**や**成年後見等の後見人等の候補者推薦**、**虐待対応**等様々な法的支援を行っています。

また、高齢者・障がい者の方の権利擁護を図るためには、様々な専門機関、専門職と連携することが必要なため、行政等の関係機関、関係諸団体とネットワークを構築し、協働しています。

## 【アイズの関わり方～高齢者編～】

一口に高齢者にまつわる法的問題といっても、様々なものがあります。

判断能力が低下した時の**財産管理**、**親族との関係調整**、**リビングウィル**、**亡くなった後の問題**（遺品整理、葬儀、お墓など）、**相続**、事業を営んでいる方の場合には**事業承継**等・・・私達、「アイズ」では、その人の状況に合わせ、ライフステージごとに生じる法的問題について、ご相談に応じ、包括的な法的支援をしています。是非、アイズをご活用ください。



## 【『ホームロイヤー』について】

アイズでは、高齢者からの相談に**継続的に**応じ、一緒に老後の人生設計を考えていくために、『ホームロイヤー』契約を推奨しています。

ホームロイヤー契約は、かかりつけの弁護士が、月々無理のない報酬で高齢者の相談に応じ、**定期面談、老後の人生設計のためのノート（ライフプランノート）**の作成を通して、高齢者とともに、様々な問題への対応を考える制度です。

なお、アイズを通してホームロイヤーをご利用いただく場合には、アイズの実施する**義務的研修**を受講し、賠償保険に加入した弁護士（支援弁護士）が担当します。契約後、担当の弁護士はアイズに契約に関する**報告義務**を負っていますので、安心してご利用ください。

## 【トピックス～『民事信託』についての近時の話題】

これまで、老後の備えといえば、遺言や成年後見が一般的でしたが、『民事信託』を利用することにより、**将来的に判断能力が無くなることに備えて**、あらかじめ財産の管理を任せることができたり、自分の亡くなった後、残された家族のため、**自分の意向に沿って財産を活用**してもらったりすることができます。例えば、

### ・お年寄りの財産を守る

⇒高齢の親が強引なセールスや振り込め詐欺にあわないように財産管理する。

### ・親亡き後に子どもを守る

⇒自分が亡くなった後、残された障がいのある子が生活に困らないように財産を管理する。

アイズでは、民事信託の普及・活用に関する研究を行っています。

### お問い合わせ先

〒460-0002 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号愛知県弁護士会館内

愛知県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「アイズ」

TEL 052-203-2677